

置賜成年後見センターについて

1 概要

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」において、市町村は、当該区域における成年後見制度（以下「制度」という。）の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

中核となる機関について、本市を含む置賜3市5町（以下「3市5町」という。）では、置賜定住自立圏共生ビジョンに基づき、広域での設置に向けて平成30年度から協議検討を重ね、令和4年4月1日から置賜成年後見センター（以下「センター」という。）を設置することとなった。

2 センターの事業について

事業は、3市5町で構成する置賜成年後見センター運営協議会の委託により、社会福祉法人米沢市社会福祉協議会が実施する。

事業の具体的な内容は、以下のとおり。

- ① 制度や権利擁護等について広報・啓発
- ② 3市5町の行政機関、関係機関等からの制度や権利擁護等に関する相談対応
- ③ 制度の申立てに係る成年後見人等の受任
- ④ 制度の利用促進のため、受任者調整会議等の開催
- ⑤ 成年後見人等への活動支援
- ⑥ 3市5町の行政機関、関係機関等との連携
- ⑦ その他センターの運営に必要な事業

センターを設置することにより、権利擁護支援における高い専門性を担保し、居住する場所によって必要な支援が受けづらい等の地域格差を解消して、疾病や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々も安心して暮らすことができる地域づくりを進める。

3 今年度の事業実績について（令和4年5月末現在）

- ・ 関係機関からの相談対応 4月8件、5月14件 計22件
- ・ センターの周知を兼ねた挨拶まわりを実施

（各市町行政の担当課、各社会福祉協議会、医療機関、福祉事業所等）

置賜成年後見センターが 始動します

令和4年4月より置賜3市5町が共同で設置する「置賜成年後見センター」が始動します。

置賜成年後見センターは、判断能力が不十分な方でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、**成年後見制度の利用促進等の機能を担う機関**です。

「成年後見制度」とは…

病気や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が(ここでは「ご本人」といいます)、「財産管理」「身のまわりの世話のために介護サービスや施設入所に関する契約」を行う場合などに、ご本人の権利を保護し支援する制度です。

たとえば…



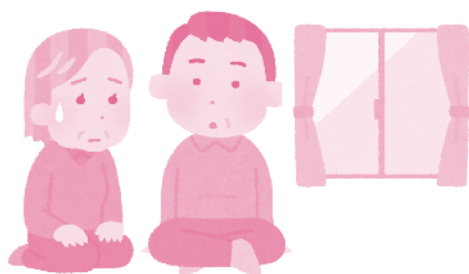
親に認知症の傾向が。
離れて暮らしているので心配…

親のために



認知症で財産管理できていない。
見知らぬ人が出入りしている…

近隣の
高齢者
のために



障がいのある子と暮らしているが、
私がお世話できなくなったら…

障がいの
ある子
のために



一人暮らしなので、将来、
病気になったときに不安で…

将来の
ために

このようなときは **悩まないでまずはご相談を！**

置賜成年後見センターと福祉担当課等がお手伝いさせていただきます。

各市町の問い合わせ先は裏面をご覧ください！